

柳井市教育委員会会議 会議録

1 会議の開催

(1) 日 時 令和6年12月13日(金) 開会 午後1時30分
閉会 午後2時10分

(2) 場 所 柳井市役所 3階大会議室

2	出席委員	教育長	西元 良治
		委 員	瀬山真紀子
		委 員	横山 志磨
		委 員	綿貫 良子

3 欠席委員 委 員（教育長職務代理者） 厚坊 俊己

4	出席事務局職員	教育部長	藤村 英明
		教育部次長（図書館担当）	三浦 美雪
		教育総務課長	室田 和範
		学校教育課長補佐	中重 昌樹
		生涯学習・スポーツ推進課長	有道 茂一
		文化財室長	大岡 弘明
		学校給食センター所長	下前 真一
		教育総務課長補佐（書記）	應湯 雄一

5 傍聴者 なし

6 會議日程

(1) 議案

- ①議案第 29 号 柳井市学校教育法施行細則の一部改正について
②議案第 30 号 柳井市教育委員会事務局設置規則の一部改正について
③議案第 31 号 市長からの意見聴取について（12月補正）

(2) その他

7 議事の大要

(1) 開会

教育長から、教育委員会会議の開会の宣言があった。

(午後1時30分開会)

(2) 會議錄署名委員指名

教育長から、会議規則第13条の規定に基づき、横山委員、綿貫委員の

両名を指名した。

(3) 議事内容

①議案第29号 柳井市学校教育法施行細則の一部改正について

教育長は事務局に説明を求め、室田課長から子育て支援と働き方改革の観点から、本市小中学校の夏休みを実質7日間減らし、春休みを6日間増やす内容の改正で、第5条の休業日を、夏季は、「8月31日まで」を「8月24日まで」に、春休み・学年末は、「3月27日から」を「3月21日から」に変更する。これに伴い、第4条の学期の期間も、第1学期は、「8月24日まで」、第2学期は、「8月25日から」となる。現時点では、県立学校、宇部市、美祢市、下関市が、概ね同様の対応で実施しており、他市についても検討中とのこと、との説明があった。

綿貫委員：給食についてはいつからになるか。

下前所長：給食については、2学期は8月25日から給食を提供し、3学期は3月20日まで提供する。

横山委員：保護者向けにはいつ頃知らせる予定か。

室田課長：来年度実施予定のため、来年3月中旬以降に知らせることになる。

教育長：この規則自体が、新年度から実施になるので、本年度は3月26日までが3学期ということになり、混乱が起きないように3月中旬以降に保護者に周知したい。ただ、学校は、来年度の行事計画を立てる時期となり、小学校は、卒業式の日程にも影響するため、本日承認されれば、学校には伝えたい。

横山委員：では、まだ各学校は知らないのか。

教育長：調整を図るため校長会長には相談しているが、各学校には連絡をしていない。県立学校は、3月21日から春休みが始まる。これに対して、小中学校は、3月27日からということで、兄弟姉妹が県立学校と小中学校にいた場合、春休みの期間がずれる。今、山口県でも「家族でやま学の日」を始めており、休みが揃った方が、家族で出かけることが可能になるというのが大きな理由の一つ。もう一つが、教職員が、年度末に子どもたちの指導要録の作成や、人事異動で転勤となった時の引継ぎ資料の作成等を3月27日以降の4、5日間に集中して処理せざるを得なかった。これが3月21日以降になれば、1日当たりの負担も平準化され、働き方改革にもつながる。

この他に質疑等はなく、各委員とも異議なしということで、原案どおり承認された。

②議案第30号 柳井市教育委員会事務局設置規則の一部改正について

教育長は事務局に説明を求め、室田課長から来月6日より教育委員会事務局を旧図書館に移転するため、規則に定められた事務局の位置を変更す

るものとの説明があった。

主な質疑は以下のとおり。

瀬山委員：以前は、玄関を入れてそのままサンビームの方に繋がっていたが、そこはクローズされいるのか。

室田課長：今までどおり通行できる。

この他に質疑等はなく、各委員とも異議なしということで、原案どおり承認された。

③議案第31号 市長からの意見聴取について（12月補正）

教育長は事務局に説明を求め、藤村部長、有道課長、室田課長及び下前所長から一般会計予算12月補正について以下のとおり説明があった。

- ・教育総務費・事務局費について、負担金補助及び交付金の指導主事給与費負担金は、県派遣の指導主事6人分の給与負担額調整分の金額が確定したことにより増額計上した。

- ・小学校費・学校管理費について、需用費の施設修繕料は、誘導灯等の消防用設備修繕料のほか、各小学校施設修繕に不足が生じる見込のため増額計上した。

- ・中学校費・学校管理費について、需用費の施設修繕料は、各中学校施設の修繕料に不足が生じる見込みのため増額計上した。

- ・社会教育費・文化福社会館費について、負担金補助及び交付金の指定管理者電気料金等支援補助金は、電気料金の高騰による影響を緩和し、事業を継続する指定管理者を支援するために行うもので、令和3年度と令和6年度の電気単価を比較し、その単価上昇分の1/2を補助するもので、不足により増額計上した。

- ・社会教育費・サンビームやない運営費について、需用費の施設整備修繕料は消防点検において、スプリンクラーの警報装置の故障が分かり、その修繕を行うため増額計上した。

- ・社会教育費・文化財保護費について、需用費の光熱水費は、電気料金や使用料の増加に伴い既設の電気料を増額計上した。

- ・保健体育費・給食センター運営費について、需用費の修繕料は、施設の老朽化に伴い不足が生じたことにより増額計上し、負担金補助及び交付金の学校給食会運営費補助金は、米価の高騰により食材費の不足が生じたことにより増額計上した。

- ・保健体育費・体育振興費について、報償費の各種大会出場激励費は、スポーツ少年団や高校生の活躍により、全国大会出場者が増加し、不足が見込まれるため増額計上し、負担金補助及び交付金は、来年2月11日にバタフライアリーナこけら落としとして、Tリーグの公式戦を行うが、各種大会補助金として予算計上していたが、共催開催に変更となったので、負担金に組み替えたもの。

- ・保健体育費・体育施設費について、委託料の実施設設計委託料は、新弓道場に隣接する既設武道場の和式トイレの洋式化や多目的トイレの設置の改修工

事を行うため、その設計費を計上した。

- ・保健体育費・市民球場管理費について、負担金補助及び交付金の指定管理者電気料金等支援補助金は、文化会館費の説明と同様の理由で増額計上した。

- ・保健体育費・ウェルネスパーク管理費については、需用費の修繕料は、遊具点検の結果、修繕が必要な遊具があることやテニスコートの部分補修、また、非常用発電機の始動用蓄電池の更新の必要が生じたこと等により増額計上し、委託料の清掃業務委託料は、アクアヒルやないの温浴施設で、以前レジオネラ菌が検出され、この対策として、ろ過器装置から浴槽までの循環配管を消毒・清掃するために増額計上し、負担金補助及び交付金の指定管理者電気料金等支援補助金は、これまでの説明と同様だが、アクアヒルやないについては、灯油代も対象としている。

- ・債務負担行為補正について、新年度4月1日から契約を締結する必要がある小中学校可燃物等収集業務委託料他13件の委託料、使用料、手数料、燃料費及びリース料を計上した。

主な質疑は以下のとおり。

横山委員：サンビームやないのスプリンクラーの故障は点検で分かったのか。

有道課長：スプリンクラー自体の故障ではなく、スプリンクラーの故障を知らせる警報装置3か所のうち1か所の故障が点検で分かったもの。

この他に質疑等はなく、各委員とも異議なしということで、原案どおり承認された。

(4) 協議会

教育長から、暫時、協議会とする宣言があった。

(午後2時1分 協議会)

(午後2時10分 再開)

(5) 閉会

教育長から、教育委員会会議の閉会の宣言があった。

(午後2時10分 閉会)

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

教育長 西 元 良 治

署名委員 横 山 志 磨

署名委員 綿 貫 良 子

調 整 者 室 田 和 範